

平成 22 年 1 月 14 日
(更新日 平成 24 年 11 月 16 日)

日本海信用金庫

「金融円滑化管理方針」の制定について

日本海信用金庫（理事長 吉本 晃司）では、厳しい経済環境下にある中小事業者等への金融円滑化を積極的に推進するために、本部および営業店一体となった推進体制を整備しています。このたび、「中小企業金融円滑化法」の趣旨に則り、当庫の「金融円滑化管理方針」を制定し、全力をあげて取り組んでまいります。

1、取組み方針

当庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと及び条件変更にも積極的に取組むことが、地域金融機関の責務と考えます。また、地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援を図ることは、当庫の最も重要な役割の一つであると認識し、中小企業金融円滑化法の下、中小企業者および住宅資金借入者に対する金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

- (1) お客様の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や条件変更等の対応に努めます。
- (2) お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うために、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めます。
- (3) 融資取引に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うよう努めます。
- (4) お客様からの融資取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切に実施するように努めます。
- (5) お客様の金融円滑化を図るため、他の金融機関、政府系金融機関、保証協会等と緊密な連携を図ります。

2、金融円滑化推進のための態勢整備

- (1) 態勢整備を図るために「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規程」を平成 22 年 1 月に制定いたしました。
- (2) 金融円滑化相談窓口を各営業店に、平成 21 年 12 月に設置いたしました。
- (3) 金融円滑化専用フリーダイヤルを、審査管理部に平成 21 年 12 月に設置いたしました。
- (4) 金融円滑化関連の苦情相談窓口を、経営企画部・コンプライアンス課に平成 21 年 12 月に設置いたしました。